第2の別表4に次のように加える。

10　その他の携帯移動地球局

送信周波数	受信周波数
1626.5MHzから1660.5MHzまでの周波数帯	1525MHzから1559MHzまでの周波数帯

○財務省告示第三百四十一号

南アフリカ共和国、中華人民共和国及びスペイン各国産電解二酸化マンガンに係る関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第二十七項に規定する調査を行うこととしたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十月三十日

財務大臣　城島　正光

一　不当廉売関税の課税期間の延長を求めた者（申請者）の名称及び住所

名称	住所
東ソー日向株式会社	宮崎県日向市船場町一番地
東ソー株式会社	東京都港区芝三丁目八番二号

二　調査に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

(一)　品名　電解二酸化マンガン

(二)　銘柄、型式及び特徴　商品の名称及び分類についての統一システム（ＨＳ）の品目表第二八二〇・一〇号に分類される。主として、一次電池、酸化剤及びマッチの材料、塗料並びにガラス等の製造に利用される。

三　調査に係る貨物の供給者及び供給国

(一)　供給者　別表のとおり

(二)　供給国　南アフリカ共和国、中華人民共和国及びスペイン

四　調査を開始する年月日　平成二十四年十月三十日

五　調査の対象となる期間

(一)　不当廉売された指定貨物（電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成二十年政令第百九十六号）第一条第一項第一号に掲げる貨物をいう。以下同じ。）の輸入が指定された期間（同項第三号に掲げる期間をいう。以下同じ。）の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項　平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで（ただし、不当廉売関税に関する政令第二条第三項の規定に関する事項については、平成十九年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで）

(二)　不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項　平成十九年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

六　調査の対象となる事項の概要

(一)　不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

イ　不当廉売された指定貨物の正常価格（輸出国における通常の商取引における価格又はこれに準ずる価格）

ロ　不当廉売された指定貨物の本邦向け輸出価格

ハ　その他不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれの有無の認定に関し参考となるべき事項

(二)　不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

イ　不当廉売された指定貨物の輸入量

ロ　不当廉売された指定貨物の輸入価格

ハ　不当廉売された指定貨物の輸入が同種の貨物を生産している本邦の産業に及ぼす影響

ニ　その他不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれの有無の認定に関し参考となるべき事項

七　申請者の主張の概要

(一)　申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情

申請者二社は、本邦において不当廉売された指定貨物と同種の貨物を生産している唯一の本邦生産者である。

(二)　不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

イ　正常価格については、次の表の上欄に掲げる不当廉売された指定貨物の区分に応じ、同表の下欄に掲げる価格を採用した。

不当廉売された指定貨物	正常価格
南アフリカ共和国を原産地とする電解二酸化マンガン	南アフリカ共和国から本邦以外の国に輸出される不当廉売された指定貨物と同種の貨物の輸出のための販売価格（南アフリカ共和国の最大の輸出先であるアメリカ合衆国向けの輸出価格）
中華人民共和国を原産地とする電解二酸化マンガンのうち、アルカリ電池用のもの	中華人民共和国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国である南アフリカ共和国から輸出される不当廉売された指定貨物と同種の貨物の輸出のための販売価格（南アフリカ共和国の最大の輸出先であるアメリカ合衆国向けの輸出価格）
中華人民共和国を原産地とする電解二酸化マンガンのうち、リチウム一次電池用のもの及びフェライト用のもの	中華人民共和国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国である本邦における消費に向けられる不当廉売された指定貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格
スペインを原産地とする電解二酸化マンガン	スペインから本邦以外の国に輸出される不当廉売された指定貨物と同種の貨物の輸出のための販売価格（スペインの最大の輸出先であるベルギー王国向けの輸出価格）

ロ　本邦向け輸出価格は、南アフリカ共和国及び中華人民共和国を原産地とする電解二酸化マンガンについては、本邦の輸入通関価格から海上運賃等を控除して算定し、スペインを原産地とする電解二酸化マンガンについては、スペインの本邦向け輸出通関価格からスペインにおける国内物流費等を控除して算定した。

ハ　イ及びロによると、南アフリカ共和国、中華人民共和国及びスペイン（以下「三か国」という。）からの不当廉売された指定貨物の本邦向け輸出価格は、いずれも正常価格を下回っている。

ニ　三か国の供給者は相当の余剰生産能力を有している。

ホ　南アフリカ共和国産電解二酸化マンガンについては、欧州連合において不当廉売関税が課税されており、また、中華人民共和国産電解二酸化マンガンについては、アメリカ合衆国において不当廉売関税が課税されている。

以上のことから、指定された期間の満了後、不当廉売された指定貨物の輸入が継続し、又は再発するおそれがある。